

平成26年3月27日

国立大学法人福岡教育大学

学長 寺尾 慎一 殿

監事
監事

高澄夫
永園全

平成25年度監事監査結果報告書

国立大学法人福岡教育大学の業務監査を行い、教育・研究分野も含む業務の適正性に関する監査を行いました。その結果を、国立大学法人福岡教育大学監事監査規程第11条第1項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 監査の方法の概要

日 時： 平成25年4月1日～平成26年3月26日

監査基準日： 平成26年3月26日

監査対象： 役員および全部署

役員会、経営協議会、教育研究評議会などの諸会議に出席したほか、必要に応じて随時、役職員の聞き取り及び書面監査を行いました。

2 監査の結果

ア. 業務の状況

学長、理事の職務の執行に関して、法令等に違反する重大な不正行為などは認められません。

しかしながら、教育・研究に関わる業務などにおいて改善を要する事項が認められました。

イ. 会計帳簿の記載状況及び財務諸表等の作成状況

今回は監査対象としていません。



○改善を要する事項

1. 九州唯一の教育大学の実現に向けた実効について

広域拠点型を目指す「九州唯一の教育大学」の実現に向けて「研究」と「教育・指導」に長け高度な理論と実践力を有する教員を目指す方策が検討されている。

実効ある方策を策定し、本法人のミッションを果たされたい。

2. 教育目標(スタンダード)の推進について

教育目標(スタンダード)、e-ポートフォリオは既に発足、機能している。これは本学の学則第2条の目的達成に有効に寄与するものである。引き続き鋭意推進されたい。

3. 「教員総覧」の改善について

「教員総覧」は、各教員の「研究」「教育・指導」「社会・地域連携」「学内貢献」の各年度の自己目標の設定、年度末の各事項の評価について記し、社会一般にわかり易いものに改善されたい。

4. 附属学校教員の労務管理の適正化の取り組みについて

附属学校の教員の労務管理(勤務時間等)の適正化に取り組み、教員が過重な勤務を背負うことなく、健全に教育活動ができる体制作りが必要である。附属学校教員の勤務状況を把握する仕組みと勤務時間等を管理する規程を検討されたい。

5. 教育研究費の配分方式の見直しについて

教育研究費の一律配分方式を実績に応じた傾斜配分方式への見直しは検討に着手されている。これは、本法人の「研究」「教育」の質の向上に不可欠であり、速やかに改善されたい。

6. 中期計画・年度計画の評価を「到達度評価」で示すことについて

中期計画・年度計画の取り組みのP(計画)・D(実行)・C(評価)・A(実働)のうち、C・A段階の取り組みを、「証拠(エビデンス)」、「見える化」で示されたい。

なお、C、Aの段階の検証に、「到達度評価」(絶対評価)、「規準」と「基準」の評価手法の導入を検討されたい。

7. 「大学改革のための部局長等懇談会」の実効ある施策の実現について

「大学改革のための部局長等懇談会」のワーキンググループが取りまとめた案が策定されている。本案を実効ある施策として実現し、その効果を「証拠(エビデンス)」「見える化」で示されたい。

8. 「外来語・カタカナ表記基準」について

本学内で「外来語・カタカナ文字」が多用されている。安易な外来語・カタカナ表記は思考・表現の厳密性を希薄にし、読み手にとって意味が不明瞭になるおそれがある。日常の業務においても無用な疑義を生ずるおそれがある。「外来語・カタカナ表記基準」を明示し、その基準の策定を急がれたい。

9. 懲戒等規程の遵守について

懲戒等規程の第12条から第16条の陳述や参考人に関する規定で、手続きを踏まない学外からの介入に対して疑義が生じないようにする必要がある。懲戒等事案に関しては懲戒等規程などを遵守されたい。

10. 教員の業務検証について

平成25年度において、大学教員の不祥事が複数表面化し、大学の信用が傷つき、大学業務への影響も懸念される。重要なのは、有為な教育者を養成するために、学生たちが信頼し安心して学ぶことのできる適切な教育・研究環境を保ち、向上させることである。

大学教員の業務の多くは、担当教員に委ねられており、その把握が不十分であり、不祥事が表面化してからの対応になりがちとなる。不祥事を未然に防ぎ、大学教育の不断の改善・改革を進めるためにも、教員評価制度などを充実し、その業務を把握できるような仕組みを構築することが望まれる。

大学教員の不祥事を未然に防ぐため、教員の業務を検証する仕組みを検討されたい。

11. 教員の勤務成績評価について

事務職員については、「事務職員等の人事評価に関する規程」が平成24年3月27日に制定された。教員についても、このような具体的な制度整備が望まれる。就業規則第52条（勤務成績の評価）を具体化する規程や基準などを整備し、勤務評価制度が教員に理解され、実効あるものとなることが望まれる。

教員の勤務成績を評価する取り組みは開始されているが、その途上であり、不十分である。すべての教員に対する勤務評価をされたい。

以上